

岐阜県立国際たくみアカデミー後援会規約

(名 称)

第1条 本会は、岐阜県立国際たくみアカデミー後援会（以下「後援会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、岐阜県立国際たくみアカデミー（以下「たくみ」という。）が実施する職業能力開発について、生徒・学生の就職及び産業界のニーズに応えた人材育成等の円滑な実施を図り、もって本県産業の振興・発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) たくみで行う教育訓練に対する助言・指導
- (2) 企業在職者の各種教育訓練に対する支援
- (3) 講演会・セミナー等の開催
- (4) たくみ学生・生徒に係る企業実習（インターンシップ）等の受入れ
- (5) 企業、たくみ相互の技術情報、求人情報等の提供
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同し入会した法人又は個人並びにそれらで組織された団体等とする。

(入会及び退会)

第5条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。なお、その数は次のとおりとする。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名

副会長はたくみ校長を充てる。

(役員を選任)

第7条 会長は、会員の中から総会において選任する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員がその仕事を辞したときの後任者の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第10条 本会の会議は、総会とする。

(総 会)

第11条 総会は会員をもって構成し、毎年1回会長が招集し、次の事項を審議・決定する。

ただし、必要があるときは、臨時に招集することができる。

- (1) 事業計画に関すること。
 - (2) 事業報告に関すること。
 - (3) 規約の変更に関すること。
 - (4) その他役員が必要と認めたこと。
- 2 総会の議長は、会長があたる。
 - 3 総会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第12条 本会の事務局は、たくみ内に置く。

(雑 則)

第13条 その他必要な事項は、会長が別に定める。

- 2 会費は、無料とする。
- 3 役員は、無給とする。

附 則

この規約は、令和5年3月2日から施行する。

(別紙)

※ (No :)

岐阜県立国際たくみアカデミー後援会

入 会 申 込 書

令和 年 月 日

岐阜県立国際たくみアカデミー後援会長 様

企業名等

代表者名

岐阜県立国際たくみアカデミー後援会への入会を申し込みます。

担 当 者	役職		(ふりがな 氏 名	
電 話			F A X	
E-mail				
住 所	〒 -			
事業内容				